

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成18年4月20日		記入者		連絡先 2683
部 名	保健福祉部	課 名	障害福祉課	課長名	篠崎 正義
事務事業名	身体障害者手帳交付事務				
予算上の事務事業名	身体障害者手帳交付経費				
1 総合計画における位置づけ			施策コード	11310	
基本目標	I「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります				
基本施策名	第3節 障害者の自立支援と社会参加				事業開始年度
施策名	第1施策 自立した生活を実現するための環境づくり				平成15年度 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	身体障害者福祉法 等				
3 個別計画の概要			概要		
計画名	相模原市障害者福祉計画		障害者を主体とした施策を総合的に推進し、各種サービスを体系的に提供していくもの。実施計画（前期H10～14、中期H15～18、後期H19～22）		
計画年次	10	年度～	22	年度	
4 事業形態の区分	サービス提供		▼		
5 事業概要	<p>(1) 事業の目的（何のために行うのか、またはもたらしたい成果）</p> <p>身体障害者福祉法において、都道府県(中核市含む)は身体障害者手帳交付申請に対し、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する場合には、手帳を交付しなければならないこととされている。 (参考) 身体障害者福祉法 第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。</p> <p>(2) 対象（誰、何）</p> <p>身体障害者（児）</p> <p>(3) 平成17年度事業の内容（活動）・・・いつ、どのような方法で実施した内容（活動）なのか。</p> <p>身体障害者手帳の交付申請に対し、半月に1度（年24回）のサイクルで手帳交付事務を実施した。 また、申請に対し、事務局において内部審査を実施した結果、疑義の生じたものに対しては、同じく半月に1度（年24回）書面による審査部会を実施した。</p> <p>(平成17年度実績) ○身体障害者手帳交付件数：1577件 ○紛失再交付件数：249件</p>				
6 関連・類似事業や他市の状況	中核市移行に伴う神奈川県からの移譲事務であり、事務処理方法等については神奈川県と同様のものである。				
7 事業費の推移	〔単位：千円〕				
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費	891	335	233	347	347
一般財源	406	156	117	247	247
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	485	179	116	100	100
人件費の合計	11,030	11,112	11,039	11,039	11,039
事業コスト合計	11,921	11,447	11,272	11,386	11,386
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (または、主たる事業名)	身体障害者手帳交付事務			対象名称と単位	手帳交付件数(件)
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業コスト(主たる事業)	11,921	11,447	11,272	11,386	11,386
対象数	1,921	1,829	1,826	1,826	1,826
単位あたり経費(円)	6,206	6,259	6,173	6,235	6,235
前年度比		1.01	0.99	1.01	1.00

9 活動指標・・・実施した内容(活動)を数値化したもの					
指標名と単位	申請件数(件)	指標式と指標の説明			
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	2,090.0	1,845.0	1,836.0		
目標	2,090.0	1,845.0	1,836.0	1,920.0	1,920.0
目標達成度(%)	100.0	100.0	100.0		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	申請に対する交付件数(件)	指標式と指標の説明		手帳交付件数/交付申請*100(円滑・適正な手帳交付)	
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	1921.0	1829.0	1826.0		
目標	2090.0	1845.0	1836.0	1920.0	1920.0
目標達成度(%)	91.9	99.1	99.5		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A:妥当である・B:妥当性に課題がある・C:妥当でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A:有効である・B:有効性を高める余地がある・C:有効でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A:効率が良い・B:効率性を高める余地がある・C:効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価(一次評価)					
(1) 自動判定結果					
★★★★★	[★★★★★]: 良好な状態を維持する事業				
	[★★★★]: 概ね良好な状況である事業				
	[★★★]: 見直しを行う必要がある事業				
	[★]: 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価(今後の方向性)			(3) 課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		身体障害者福祉法に基づき義務付けられた事務であり、今後も実施していく必要がある。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
交付申請に添付する診断書の作成にあたり、診断書作成医に適切な作成方法等の周知。			同左		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価(今後の方向性)			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			